

2020年6月通常会議 議案に対する討論

2020年7月2日

小島 義雄

私は、日本共産党大津市会議員団を代表して、

[議案第 77 号](#) 令和 2 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）

[議案第 79 号](#) 令和 2 年度大津市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）

に対する賛成討論、

ならびに

[議案第 83 号](#) 大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部改正する条例の制定

に対する反対討論を行います。

まず議案第 77 号 令和 2 年度大津市一般会計補正予算（第 1 号）についてです。

今回の補正予算案は、コロナ禍で市民の暮らしや地域経済の状況が大変、深刻になっている中で、「公共」の果たす役割の重要性が再認識され、何よりも市民の命、健康、暮らし、営業を守るためにスピーディな予算編成が求められました。市が、独自のコロナ対策として児童手当受給世帯のひとり親家庭に児童一人 2 万円の給付や PCR 検査センター設置運営費、飲食店のテイクアウト・デリバリー事業補助金などを盛り込んでいることは評価するものですが、不十分な国の施策を補うには、対象も限られ、少なすぎる予算であることを指摘しておかねばなりません。

また肉付け予算としては、これまで事業着手が遅れていた消防車両の更新や、和邇市民体育館の耐震化、3R 推進事業費の集団資源回収促進事業補助金のうち事業者への補助が増額されたことなどは、わが議員団も早期の取り組みを求めているもので歓迎するものですが、以下、改善を求めて数点指摘させていただきます。

1 つは、ごみ処理施設の操業にかかる覚書に基づく地元自治会館建替事業補助金についてです。補助の根拠となる覚書は、今年 3 月末の大津クリーンセンターの操業廃止と同時に失効しています。地区環境整備事業に対する市民の厳しい視点を認識するのであれば、覚書で交わされた未完了の事業について、今後の方向性を示した地元との確認の文書を交わし、広く市民に説明責任を果たせるようにすべきと考えます。

2 つ目は、「自動運転バス実証実験事業の経費追加」についてですが、市が導入目的としている無人化での走行は安全性が確保されておらず法的にも未整備です。ましてや自動運転が広く市民に普及するのは、まだまだ遠い先のことです。このような状況において、今後の市としての取り組みの方向性を早期に明らかにする必要があると考えます。

3 つ目は、PCR 検査体制の充実についてです。今般は市独自の取り組みとして、PCR 検査体制充実に向けた地域外来・検査センターの設置運営経費が計上され、市医師会と委託契約を取り交わされたところ です。

今後の第 2 波、第 3 波の到来に備えて、PCR 検査体制を充実させることは重要であり、感染状況や

感染経路などを把握し有効な感染防止策を検討するためにもさらなる充実が求められます。新たな検査方法も示される可能性もありますので、医師会との情報共有を綿密に行い、期を逸することがないように必要な手立てをとることが大切です。

また妊婦さんへの PCR 検査の実施についても、国の 2 次補正で予算計上がなされました。速やかに検査実施へその体制整備と周知に努めていただきたいと思います。

4 つ目は、公民館自主運営試行事業経費についてです。自主運営については、各学区においては、一部の役員だけの取り組みになっており、多くの市民はまちづくり協議会や公民館運営のパターン選択の内容について知らないという実態があります。このままの状況で自主運営されていけば、地域における混乱が危惧されます。

今後のまちづくり協議会設立など各学区での取り組みを円滑に進めていくためにも、市として地域と共に住民の状況を十分につかんで、理解と合意に向けた取り組みを強めるべきです。

5 つ目は、GIGA スクール構想実現に向けた取り組みについてです。オンライン学習の推進を否定するものではありませんが、今般のコロナ対策に乗じてオンライン学習に取り組みが集中され、本来学校教育で大切にされなくてはならないことがおろそかにならないように、バランスをとりながら慎重に導入への取り組みを進める必要があると考えます。

また格差拡大は否めないことから、学校ごとに子どもたちの現状を把握し、児童生徒個々に配慮ある対応が行えるよう教育委員会が支援することを求めるものです。

6 つ目に、県委託による医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援事業についてです。

県下の市町で行われてきたモデル事業を受けて、ようやく県の制度としてスタートしたもので、事業化されたことは歓迎すべきことです。しかし、あくまでも保護者支援にとどまっています。必要なことは、子どもたちの通学を保障することです。この点からみても想定されている回数は十分なものとは言えませんし、実態に見合ったものではありません。

市として制度を利用された保護者の声を聞き取り、事業を検証して、県に対し制度の改善、充実に向けた意見を挙げていくことを求めます。

以上、6 点について指摘して本補正予算案に賛成します。

次に、議案第 79 号 令和 2 年度大津学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）についてです。

本補正予算案で、新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校措置に伴う学校給食の食材納入事業者への補償金を計上されることに異論はありません。しかし、学校給食休止による食材納入事業者への影響は大きく、さらにはその食材の生産者への打撃も図りしれないものがあると聞き及んでいます。子どもたちに安全安心の食事の提供するためには、食材納入事業者や生産者との信頼と理解が重要です。

今後、コロナ感染第 2 波、第 3 波、など想定外の事態が起きることは否めないことから、子ども達の安全な食事を確保し、今回の対応について検証し他市での対応も研究しながら、事業者にとっても本市にとっても双方に有益な契約となるよう見直しを行うことを求めて賛成します。

次に、議案第 83 号についてです。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、大津市長による教育に関する事務の管理に関する条例に条ずれが生じるため、条例の一部改正が行われるもので、今回管理の対象に改正がある訳ではありません。

しかしながら地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長が教育委員会のトップとして大きな権限を持ち、その教育長を首長が任命することになり、地方教育行政に対する首長の影響力が強化されることになりました。また本来、行政による教育内容への不当な介入等を防止するために教育委員会が所管している図書館や博物館、公民館などの社会教育施設の事務を、地方自治体首長部局に移管させることができるようになったのです。本市においても、公民館のコミュニティセンター化はこうした法律改正の下で行われたものです。

こうしたことは社会教育施設の設置・廃止がその時々首長の意向しだいになりかねず、教育の政治的中立性や、継続性、安定性が損なわれる可能性があり、法律改正自体に問題があると考えことから、本議案に反対するものです。

以上で討論を終わります。